

定 款

株式会社 富士ピー・エス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社富士ピー・エスと称し、英文では F U J I P . S
C O R P O R A T I O N と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プレストレストコンクリート、一般コンクリートを用いる土木、建築工事および一般土木、建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理
- (2) プレストレストコンクリート製品および一般コンクリート製品の製造ならびに販売
- (3) 補修・補強工事の請負ならびに企画、設計、施工監理
- (4) 宅地造成、不動産の売買、交換、貸借および管理
- (5) 建設工事用機械の設計、製作、販売および賃貸に関する事業
- (6) 建設用資機材の販売および賃貸に関する事業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業ならびにこれを助成する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5, 3 0 0 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(単元未満株式の買増し請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株式の権利)

第 11 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利

(2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 単元未満株式の買増請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集および議長)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

2 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件および議決権の代理行使)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、総会ごとに会社に委任状を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第16条 当社に取締役10名以内を置く。

(選 任)

- 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(解 任)

- 第18条 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集、議長、決議)

第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

3 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、取締役会が別に定める取締役会規程による。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(執行役員)

第24条 取締役会において必要であると認めるときは、執行役員を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第25条 当会社に、監査役4名以内を置く。

(選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠のために選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集、決議)

第29条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊

急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- 2 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第30条 監査役会に関する事項は、監査役会が別に定める監査役会規程による。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第32条 当社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役については500万円以上、会計監査人については3,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

- 2 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

昭和29年 3月16日制定
昭和30年 8月24日変更
昭和34年 5月26日変更
昭和39年11月27日変更
昭和43年 1月 3日変更
昭和43年11月26日変更
昭和45年11月25日変更
昭和46年11月25日変更
昭和50年11月25日変更
昭和53年12月19日変更
昭和54年12月19日変更
昭和56年12月19日変更
昭和58年12月19日変更
昭和63年 4月21日変更
平成 2年12月19日変更
平成 3年12月19日変更
平成 5年12月22日変更
平成 6年12月21日変更
平成11年12月21日変更
平成12年12月21日変更
平成14年 6月25日変更
平成15年 6月24日変更
平成16年 6月24日変更
平成18年 6月27日変更
平成20年 6月24日変更
平成21年 6月24日変更
平成24年 6月22日変更
平成29年 1月 1日変更
平成30年 6月20日変更
令和 4年 6月22日変更